

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価(R4)

※評価は5段階評価とし、良い方から「5、4、3、2、1」としています。(評価の目安として、達成率80%以上を5、60～79%を4、40～59%を3、20～39%を2、19%以下を1としています。)

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R3年度(実績評価)			
	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価		課題と対応策
					評価		
自立支援・重症化防止の取り組み	介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止して、自立した日常生活を過ごすための体制の確立が喫緊の課題となっている。 そのため介護保険事業計画において、高齢者の領域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止へ取り組んでいる。	①地域密着型サービス事業者への運営指導 ②医療介護に関わる多職種の関係者が参加する地域ケア会議の開催 ③介護支援専門員に対する研修会 ④認知症初期集中支援チームによる支援会議の実施 ⑤一般介護予防事業参加者の増加	①地域密着型サービス事業者への運営指導(指標:指定有効期間中に1回) ②医療介護に関わる多職種が参加する地域ケア会議の開催(指標:月に1回) ③介護支援専門員に対する研修会の実施(指標:年間5回) ④認知症初期集中支援チームによる支援会議の実施(月1回) ⑤一般介護予防事業参加者の増加(指標:全高齢者の1割)	①地域密着型事業所の運営指導を、地域密着型巡回介護事業所の実施。 ②自立支援型の地域ケア個別会議を対面及びZoomにて、隔月で6回開催した。新型コロナウイルス感染症大に伴いガイドラインを遵守し、感染症対策を強化している。地域ケア推進会議を9月～11月に開催した。 ③富士宮地域7市町村包括支援センターと合同で、管内介護支援専門員研修会を企画し、年度内に4回実施。コロナ感染予防のため、前年度より更にZoom環境を整え各市町村等が休室になり実施。ケアマネージャーの質の向上のため事前アンケートを踏まえ内容は、コロナ感染症への対応や自然災害発生時の避難経路のBOP作成視点のポイント、精神疾患の治療や専門医療機関の体制と連携の在り方、高齢者の経済的負担(第3弾)の理解・未然防止等について実施。 ④初期集中支援が常時実施できる体制を整えてあるが、対象ケース(個別)の支援実績は未実施となった。⑤感染症ガイドラインを遵守して4月から各教室、毎週実施開催となる。自宅でも運動ができるよう宿題体験プリントの配布継続、アウトカム指標を変更し、体力測定を実施。	3	1 (1)①事前提出資料を参考に、日程振替のガイド(運営基準・加算内容等を参考に)、役割分担等を確認し指導目的の準備を行い事業所の負担軽減も含めて指導の短時間・高効率を踏まえて実施。 ②新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施。これまでの地域課題をまとめて指導の明確化を行ったため地域ケア推進会議を開催。今後地域課題解決に向けて次期介護保険への反映させ、優先順位や方法を相談し検討する。 ③Zoom環境を整えることにより、人数制限が解除され、Zoom環境での研修参加者が271名と増えている。研修場所への移動時間も短縮された事例があった。また、グループの検討などができるよう準備(技術)を整え充実した研修を実施。ケアマネの対応に必要な知識とスキルなどを学ぶ内容になっている。 ④対象ケースがあれば訪問、参集出来る体制を整えている。 ⑤令和4年度参加者状況:延人数5571人、実人数183人(全高齢者の2.5%)。前年度と比較し、開催日数が増えたことにより、延べ人数は増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響で、新規参加者を募ることができず、実人員には限られている。経費のアウトカム指標での評価が難しい状況。アウトカム指標として体力測定を行っているが、前年度との項目、方法を変更したため、比較は難しいが、令和はまた改善等と比較しながら検討していきたい。	①保険者として、地域密着介護サービス事業所運営基準や運営指導ガイドなどの指導内容の統一などを重なることにより、適切な指導支援を目指す。事業所内の人員配置や資格、経歴の整備状況等改善指導を行った事業所については、今後の改善状況の確認も必要と考える。 新型コロナウイルスの感染拡大により、当初予定していた1カ所の事業所に運営指導を行うことができなかった。そのため、オンラインを活用する方法も検討していく。 ②地域ケア個別会議で上がった地域課題の明確化を行った結果次期介護保険計画策定時に参考にし、施策に反映させていく。リハビリテーション体制、アセスメント力に関する事項については、来年度(ラビレ)体制整備事業について検討し、体制を整えていく。また、アセスメントについての課題に対しては、アセスメントに確認する事項等まとめたものを提示、ケアマネ対象の勉強会や事例検討会等の開催を検討し、ケアマネジメント上を固めていく。また、年間の件数が少ないため、引き続き事例の積み上げを継続。 ③高齢者を取り巻く制度についての知識や活用にあたっての方法等について、専門の講師を迎えて実施していく。さらに居宅介護支援事業所管理者である主任介護支援専門員連合会が配置される中で、介護支援専門員の質の向上を目指す介護支援専門員研修会の企画・運営等への協力を今後検討していきたい。Zoom環境でのグループワークには限界がある為、コロナ感染の情勢をみながら会場開催も検討していく。 ④引き継ぎ個別ケアを行う体制を維持するとともに、総合相談事業との連携を強化し、必要に応じて柔軟に対応出来るようにする。初期集中支援を旨の総合的な認知症支援と関係者専門の連携ルール作りが望まれる。 ⑤感染症拡大にて、教室の自粛期間が長く、令和4年から回数も確保できなくなっていたものの、新規参加者を募ることができていないため、今後は感染症対策を行いつつ、新規参加者を増やしていく方法について検討していく。前年度での評価方法ができていない年もここ数年あったため、アウトカムでの経年評価が出来ない。よって各員の運動機能の向上などアウトカム指標での評価に重点を置いていく。
介護給付適正化	保険者である本町が行う適正化事業は、高齢者が可能な限り自給自足した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能である。そのため、本町では介護給付適正化計画を第8期介護保険事業計画に含ませて策定し、ICDやICGに基づいて実施することで、保険者の責任において費用の適正化を図る。適正化事業の実施主体は保険者だが、適正化事業の推進に当たっては、広域的視点から保険者を支援する山梨県、国保連介護給付適正化システムにより適正化事業の取り組みを支える山梨県国保連健康保険団体連合会と現状認識を共有し、連携して取り組んでいる。	・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・給付明細発送	・要介護認定適正化 全件確認 ・ケアプラン点検 月5件程度 ・住宅改修等の点検 事前申請後、全件確認。福祉用具購入については購入前後のケアプランを確認し適切な購入かを判断。 ・縦覧点検・医療情報との突合 国保連へ委託	・要介護認定適正化 全件確認 ・ケアプラン点検 運営指導を行った1名 ・住宅改修等の点検 全件確認 ・縦覧点検・医療情報との突合 国保連への委託実施	要介護認定調査及び福祉用具購入(80件)、住宅改修(56件)の全件確認を実施し、ケアプラン作成から点検まで一貫した体制で実施した。ケアプラン点検については、新規介入ケースを点検対象として、実地支援した居宅介護支援事業所に加え、新規介入のプラン提出のあった事業所を対象に、9名のケアマネの延べ13件の点検を行い、コロナ禍のこともあり文書にて点検結果を報告している。また、支援の寄与度のケアプランには12件の点検実施。内容としては包括支援センターの意見記載47件の他、プラン内容・目標設定や利用者の体調等についてアドバイスしているものが2件、介護予防教室の利用動向4件であり、認定有効期間の間違いや評価票の提出依頼等もしている。縦覧点検等は国保連に委託実施。縦覧目標に向けて実施できた。	3	居宅介護支援事業所の介護支援専門員の作成するケアプランの点検については、アセスメント進行から問題分析・目標設定、ケアプラン作成というケアマネジメントプロセス全般に課したケアマネの責任とあり、介護支援専門員の責任の所在を明確にすることが、評価の必要性がある。又、ケアプラン点検を行う担当者の負担も大き。今後のケアプラン点検の実施方法等の検討も必要であるが、評定のアドバイザー派遣事業の活用により、ケアプラン点検の考え方や対象者選定、点検結果の通知方法等についてアドバイスを行い、必要であれば、評定のアドバイザーのケアプラン点検の企画の再検討を行う予定。予防支援ケアプランの点検については、利用者の自立も大きな状態変化もなしと判断し、目標の再検討等の助言でも、次回プランの変更はあまり見られないケースが目立つことや、サービス終了の終了等を検討するケースも少ない。